

こ 成 母 1 4 8
令和 6 年 3 月 29 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{市 区 町 村 長} \end{array} \right)$ 殿

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令の公布について

今般、「母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令」(令和 6 年内閣府令第 26 号。以下「改正府令」という。)が別添 1 のとおり公布されたところです。

改正府令の改正の趣旨及び内容は下記のとおりですので、十分御了知の上、貴管内の関係者に対して遅滞なく周知を図られますようお願いいたします。

記

第 1 改正の趣旨

母子保健法(昭和 40 年法律第 141 号)第 16 条第 1 項に基づき、市町村は妊娠の届出をした者に対して、母子健康手帳を交付しなければならないこととされており、同条第 3 項に基づき、母子保健法施行規則(昭和 40 年厚生省令第 55 号。以下「施行規則」という。)第 7 条において母子健康手帳の様式が定められている。

今般、予防接種法(昭和 23 年法律第 68 号)に基づく定期の予防接種(以下「定期接種」という。)のうち、ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎、破傷風及び H i b 感染症の定期接種に使用するワクチンを追加するため、別添 2 のとおり、予防接種法施行規則等の一部を改正する省令(令和 6 年厚生労働省令第 69 号。以下「改正省令」という。)により、予防接種法実施規則(昭和 23 年厚生省令第 68 号。以下「実施規則」という。)等について所要の改正が行われることを踏まえ、母子健康手帳の様式について所要の改正を行うもの。

第 2 改正の内容

施行規則様式第三号(母子健康手帳の様式)について、下記の改正を行う。

(1) 改正省令により、実施規則において、ジフテリア等の定期接種で使用するワクチンに沈降精製百日せきジフテリア破傷風不活化ポリオヘモフィルスb型混合ワクチン（以下「5種混合ワクチン」という。）を追加する等の改正が行われるところ、同改正を踏まえ、5種混合ワクチンの接種記録を母子健康手帳において適切に記載する必要があることから、施行規則第7条に定められた様式第三号（母子健康手帳）における「予防接種の記録」内のH i b感染症に係る記載位置について改正を行ったこと。

(2) その他所要の改正を行ったこと。

第3 施行期日等

(1) 改正府令は、公布の日（令和6年4月1日）から施行すること。

(2) 改正府令の施行の際現にあるこの府令による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、同条による改正後の様式によるものとみなすこと。

(3) 改正府令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができること。

【添付資料】

(別添1) 官報「母子保健法施行規則の一部を改正する内閣府令」（令和6年内閣府令第26号）

(別添2) 官報「予防接種法施行規則等の一部を改正する省令」（令和6年厚生労働省令第69号）